

宅地建物取引業変更届出について

○ 変更の届出

茨城県知事の免許を現に有する者で、次の事項に変更があった場合、宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（様式第3号の4）により、変更があった日から30日以内に届け出て下さい。

なお、郵送による提出の場合は、必ず副本返却用の封筒に必要な切手を貼付し同封して下さい。

【変更の届出が必要な事項】

- ①商号又は名称 ②代表者又は個人 ③役員 ④事務所
⑤政令第2条の2で定める使用人 ⑥専任の宅地建物取引士

【提出部数および提出先】

・紙で申請する場合

部 数		提 出 先
正本1部、副本（正本のコピー）1部 ※綴じ・製本不要		茨城県土木部都市局建築指導課 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6
受 付	月曜から金曜（祝日を除く） 午前9時～11時30分および午後1時～4時30分	

・オンラインで申請する場合

国土交通省手続業務一環処理システム（eMLIT）により電子申請を行ってください。

URL：<https://e.mlit.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=%2Fs%2F>

なお、eMLITで申請を提出するためには、アカウントを取得する必要があります。

URL：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

届出の事項および届出書に添付する書類については、後述の「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書類一覧」のとおりです。「提出書類の記入上の注意事項」も併せてご確認ください。

専任の宅地建物取引士の就退任に関する変更届を提出するにあたって、取引士の従事先の変更を伴う場合は、取引士自身があらかじめ「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」（様式第七号）により、登録している都道府県へ申請を行う必要があります。

専任の宅地建物取引士が茨城県以外の都道府県で変更登録申請をした場合は、申請が受理されたことが確認できる（行政庁の受付印が押印してある等）控え又は写しを提出してください。

○ 従事者名簿変更の届出

従事者の変更のみで専任の宅地建物取引士の設置数に影響がない場合、従事者名簿変更の届出は不要です。（例：専任の宅地建物取引士が1名の場合、従事者が5名までの変更であれば届出は不要です。）

専任の宅地建物取引士の数（従事者5名に1名以上）が不足し補充した場合は、宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書により届け出て下さい。

なお、従事者名簿変更の届出は不要であっても、従業者証明書の携帯、従業者名簿の整備、専任の宅地建物取引士の設置数については、宅地建物取引業者において十分な管理運営をお願いいたします。

法人用

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書類一覧

次に掲げる事項について変更があった場合には、３０日以内に所定の様式により関係書類を添えて**２部**届け出ること。

変更事項 変更に伴う提出書類	商号 又は 名称	主たる 事務所	代 表 者		役 員		政 令 使 用 人		専任の宅地建物取引士		氏名の変更				従たる事務所					
											代 表 者	役 員	政 令 使 用 人	専任の宅地建物取引士	設置			名 称	所 在 地	廃 止
			就 任	退 任	就 任	退 任	就 任	退 任	就 任	退 任					政 令 使 用 人	専任の宅地建物取引士	事 務 所			
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許証書換え交付申請書	○	○	○									○								
誓約書			○		○		○								○					
身分証明書			①		①		①								①					
登記されていないことの証明書			①		①		①								①					
戸籍抄本												○	○	○	○					
宅地建物取引業に従事する者の名簿			○	○	②	②	○	○	○	○	○	○	②	○	○	○	○			
専任の宅地建物取引士設置証明書										○	○					○				
事務所を使用する権原に関する書面		○															○		○	
案内図		○															○		○	
事務所の写真（全景、入口付近、事務・応接スペース、業者票、報酬額表）		○															○		○	
略歴書			○		○		○			○					○	○				
代表者等の連絡先			○	○	○	○	○	○				○	○	○		○				
現状申告書										○						○				
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	○	○						○	○					③	③	③
（営業保証金供託業者）営業保証金供託済届出書及び営業保証金供託所の写し																	○			
（保証協会加入業者）弁済業務保証金の供託済証明書の写し及び正会員名簿の写し																	○			

（注）①業者として、従前に身分証明書・登記されていないことの証明書を証明書有効期間内（３か月）に提出している場合は、省略しても差し支えありません。

②宅地建物取引業に従事する場合（就任）、従事しない場合（退任）については必要です。③支店登記した（していた）場合は、必要です。

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書類一覧

個人事業主用

次に掲げる事項について変更があった場合には、３０日以内に所定の様式により関係書類を添えて**２部**届け出ること。

変更事項 変更に伴う提出書類	商号又は名称	主たる事務所	代表者		政令使用人		専任の宅地建物取引士		氏名の変更			従たる事務所					
			就任	退任	就任	退任	就任	退任	代表者	政令使用人	専任の宅地建物取引士	設置			名称	所在地	廃止
												政令使用人	専任の宅地建物取引士	事務所			
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許証書換え交付申請書	○	○	○						○								
誓約書			○		○							○					
身分証明書			①		①							①					
登記されていないことの証明書			①		①							①					
戸籍抄本									○	○	○						
宅地建物取引業に従事する者の名簿			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
専任の宅地建物取引士設置証明書							○	○					○				
事務所を使用する権原に関する書面		○												○		○	
案内図		○												○		○	
事務所の写真（全景、入口付近、事務・応接スペース、業者票、報酬額表）		○												○		○	
略歴書			○		○		○					○	○				
代表者等の連絡先			○	○	○	○			○	○		○					
現状申告書							○						○				
（営業保証金供託業者）営業保証金供託届出書及び営業保証金供託所の写し														○			
（保証協会加入業者）弁済業務保証金の供託済証明書の写し及び正会員名簿の写し														○			

（注）①業者として、従前に身分証明書・登記されていないことの証明書を証明書有効期間内（３か月）に提出している場合は、省略しても差し支えありません。

《提出書類の記入上の注意事項》

番号	提出書類
1	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第一面から第四面） ・第三面項番32の「政令第2条の2で定める使用人」は、従たる事務所等の代表者で支店長、営業所長等を記入 ・変更のない面の省略可（第一面を除く）
2	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
3	添付書類（2）誓約書
4	身分証明書（本籍地の市区町村長発行） ・申請者、役員（監査役、相談役、顧問を含む。）（いずれも未成年者の場合は、その法定代理人を含む。）、政令使用人が禁治産者、準禁治産者、破産者に該当しない旨の証明書 ・外国籍の方は、住民票抄本（国籍 並びに 在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間満了の日 及び 在留カードの番号 又は 特別永住者証明書の番号の記載のあるもの）及び禁治産者、準禁治産者、破産者に該当しない旨の誓約書（様式については当課までお問い合わせください） ・専任の宅地建物取引士は不要です。
5	登記されていないことの証明書（東京法務局、水戸地方法務局発行） ・申請者、役員（監査役、相談役、顧問を含む。）（いずれも未成年者の場合は、その法定代理人を含む。）、政令使用人が被保佐人、成年被後見人に該当しない旨の証明書 ・水戸地方法務局戸籍課 Tel 029-227-9911 東京法務局 Tel 03-5213-1234 ・専任の宅地建物取引士は不要です。
6	戸籍抄本
7	添付書類（7）事務所を使用する権原に関する書面 ・契約相手は申請者の契約相手方を記入（申請者所有の建物の場合は、記入不要。）
8	事務所付近の地図 ・事務所ごとに作成し、事務所の位置、方位、目標物を記入 ・インターネット地図で代用可 ・目印となるもの（駅や学校、公共施設等）が入るようにすること ・事務所と同一敷地内に自宅等の建物がある場合や、同じ建物内の一部を事務所として使用する場合は、敷地内配置図やフロア間取り図等を添付すること
9	事務所の写真（いずれもカラー写真を貼付） 写真については、申請直前に撮影した以下①～⑥の写真を貼付すること（①～⑥が映っていれば、写真の枚数が4枚以上となっても可。また、鮮明であれば、用紙に印刷も可。） ※事業が開始できる（事務、応接スペース等が整っている）状態でのみ申請可能。 ①建物の全景（建物が全方向見切れていないもの） ②事務所入口付近（商号、名称等が判別できるもの） ③事務所内部（事務スペース） ④事務所内部（応接スペース） ⑤業者票（文字が判別できるもの） ⑥報酬額票（文字が判別できるもの）
10	添付書類（3）および（8）略歴を記載した書面 ・申請者、役員（監査役、相談役、顧問を含む。）（いずれも未成年の場合は、その法定代理人を含む。）、政令使用人の略歴（職歴）を詳細に記入（就退職年月日

	についても必ず記入) ・職歴については、宅地建物取引業か否かにかかわらずなく、また他法人等の役員を兼ねている場合は兼務先を含めて記入 ・専任の取引士については添付書類（８）の様式を使用すること。
1 1	添付書類（９）代表者等の連絡先に関する調書
1 2	添付書類（４）専任の宅地建物取引士設置証明書
1 3	添付書類（１０）従事者名簿 ・申請者（代表者）、政令使用人、専任の宅地建物取引士を含め事務所ごとに記入（監査役は記入不要） ・「主たる職務内容」欄は、代表者、営業、総務、経理等に分類し、現に従事する（している）内容を具体的に記入
1 4	商業（法人）登記簿謄本（ 履歴事項全部証明書 ）
1 5	営業保証金届出書、営業保証金供託書の写し
1 6	弁済業務保証金の供託済み証明書、正会員名簿の写し
※	その他知事が必要と認める書類 ①現状申告書 ・専任の宅地建物取引士について宅地建物取引士以外の資格等について記入 ②居所証明書 ・申請者（常勤の政令使用人を置く場合は除く。）、政令使用人、専任の宅地建物取引士が住民票上の住所地とは別に居所がある場合は、居所に住所を移せない理由書を提出 ③非常勤証明書・出向証明書等 ・申請者（常勤の政令使用人を置く場合は除く。）、政令使用人、専任の宅地建物取引士が他の法人等の役員を兼ねている場合は、非常勤証明書等、他の法人等から出向している場合は出向証明書等を添付 ④通勤証明書 ・申請者（常勤の政令使用人を置く場合は除く。）、政令使用人、専任の宅地建物取引士が遠距離通勤（距離５０km 以上若しくは通勤時間１時間３０分以上）の場合は、通勤方法、通勤経路、通勤時間等を記載した通勤証明書を添付（定期券、ＥＴＣの利用記録等がある場合は、直近のもののコピーを添付） ※その他必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

【注意事項】

- ① 公的機関が発行した証明書等（番号６、７、８、１３）については、発行から３か月以内のものを添付して下さい。
- ② 番号４の「添付書類（１０）従事者名簿」の従業者証明書番号について
 - ・従業者証明書番号のケタ数は、５ケタ以上とすること
 - ・第１ケタから第４ケタは従業者が雇用された年（西暦の下２ケタ）月とすること
2025年4月雇用の場合→2504** *は任意の数字を記入
 - ・第５ケタ以下には、従業者ごとに重複しない番号を付番（通し番号）
 - ・退職者の従業者証明書番号（第５ケタ以下）については、再使用しないこと